

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
1	①食料品の物価高騰に対する特別加算	高崎市民商品券事業	①エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受ける市民の生活を支援するため、市内に限り使用できる商品券を配付し、賑わいの創出及び市内経済の活性化を図る。 ②③交付金2,184,000千円(6千円×364,000人)、人件費1,558千円(臨時職員報酬、職員時間外手当)、消耗品費50千円、換金手数料72,072千円(15円×4,368,000枚×1.1)、郵便料86,500千円(商品券郵送175,000人、参加店募集3,300店舗、参加店へ資料郵送4,000店舗、返戻用はがき17,500人、店舗への換金喚起はがき4,000店舗)、印刷製本費39,800千円(封入封緘の費用を含む商品券、商品券見本、郵送用封筒、商品券通知文、返戻用通知はがき、店舗への換金喚起通知はがき、取扱店舗用封筒、取扱店舗通知、取扱店舗ポスター、換金用伝票、取扱店証明書の印刷製本費。) ④全市民	R8.1	R8.4以降
2	③消費下支え等を通じた生活者支援	地域防犯力強化対策における臨時物価高騰対策【令和7年度】	①物価高騰の影響を受けている生活者に対し、防犯意識の高まりを踏まえた防犯対策強化にかかる負担を軽減するため、不法に家屋に侵入する強盗などの犯罪や悪質な勧誘販売による消費者被害を未然に防止するため、抑止効果が期待できるカメラ付インターホンやセンサーライトなど対象7品目の防犯対策品を新しく購入・設置した人に費用の一部助成を行う。 ②住まいの防犯対策補助金(防犯対策費用の2分の1を助成。上限4万円) ③25,000円(想定平均助成額)×1,824件=45,600千円 ④本市に住居登録があり、その住所地に居住している市税を滞納していない満70歳以上の方がいる世帯	R7.4	R8.3
3	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	学校等における給食材料費等の臨時物価高騰対策(市当初分)【令和7年度】	①②食材価格の高騰に対し、給食費を増額することなく、安全安心な給食提供を維持する。(小中学校の児童・生徒においては令和7年度より第2子以降給食費無償化及び第1子の給食費を10%減額していることを踏まえ、無償化分を除いた第1子の給食費の90%に係る高騰分を本事業の対象とする。) ③給食材料費94,128千円(i 公立保育所21園・9,300千円、ii 小学校58校・97,100千円×49.2%(第1子割合)×90%≒42,900千円、iii 中学校25校・60,897千円×47.3%(第1子割合)×90%≒25,900千円、iv 公立幼稚園7園・828千円、v 特別支援学校1校・1,086千円×41.8%(第1子割合)×90%≒400千円、vi 給食センター3施設・35,242千円×46.7%(第1子割合)×90%≒14,800千円) なお、総事業費204,453千円から補助対象経費94,128千円を控除した金額110,325千円については、本市の給食費無償化事業として既に保護者負担を軽減している金額に対する物価高騰対策分となるため、一般財源で対応する。 ④対象施設:市内公立保育所、小学校、中学校、公立幼稚園、特別支援学校(いずれも教職員を除く)(小中学校及び特別支援学校については第2子以降の児童生徒を除く)(支援の効果を受ける対象は保護者)	R7.4	R8.3
4	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	特定疾病等を有する小児等を養育する家庭への臨時物価高騰対策【令和7年度】	①②通院・通所や生活衛生用品の購入など養育の負担が大きい、特定疾病や障害を有する小児等を養育する家庭は、一般家庭よりも物価高騰の影響を受けるため、支援金を支給するものである。 ③支援金28,600千円(小児慢性特定疾病医療費受給者440人、未熟児養育医療受給者80人、重症心身障害児37人、医療的ケア児15人) ④令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間に、小児慢性特定疾病医療費受給者、未熟児養育医療受給者、重症心身障害児、医療的ケア児のいずれかに該当する小児等を養育し、かつ、申請日時点で本市に住所を有する保護者(当該小児等が18歳以上の場合は、本市に住所を有する当該小児等)	R7.4	R8.3
5	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	妊産婦に対する臨時物価高騰対策【令和7年度】	①物価高騰の影響を受ける妊産婦の経済的な負担を軽減するため、初回産科受診の費用や健康診査の追加検査等に対し助成金を交付するとともに、医療機関において正常分娩にて出産した産婦の出産入院費用に対し支援金を交付する。 ②妊婦初産科受診料助成(1人あたり上限10,000円まで助成) 妊婦健康診査特別助成(1人あたり上限10,000円まで助成) 出産入院費用支援金(1件あたり50,000円支給) ③149,300千円 妊婦初産科受診料助成(平均費用4,000円×2,400人) 妊婦健康診査特別助成(1人あたり補助券1,000円×10枚を交付、想定使用枚数22,700枚×1,000円) 出産入院費用支援金(2,340人×50,000円) ④令和7年度中に初回受診、健康診査を受けた妊婦及び健康保険が適用されない通常分娩で出産した産婦。	R7.4	R8.3

令和7年度 第3回 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金実施計画

No.	推奨事業メニュー	交付対象事業の名称	事業の概要 ①目的・効果 ②交付金を充当する経費内容 ③積算根拠(対象数、単価等) ④事業の対象(交付対象者、対象施設等)	事業始期	事業終期
6	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	地域公共団体発注の公共調達における価格転嫁の促進【令和7年度】	①物価高騰において賃上げ環境を整備するため、当自治体の公共調達において労務費を含めた価格転嫁を促進する。 ②実質的な賃上げにつながる価格転嫁分(当該価格転嫁分が実質的な賃上げにつながるものとして確認できる書類の提出を求める) ③転嫁相当分に相当する金額77,561千円 役務(その他)55件 ④物価高騰の影響を受ける中小企業等(当自治体の公共調達により実施される一般廃棄物収集運搬事業に係る事業者)	R7.4	R8.3
7	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	高校生等の通学における臨時物価高騰対策【令和7年度】	①物価高騰の影響を受けている高校生等の保護者に対し、通学定期券の購入費用の一部を助成することにより経済的な負担を軽減する。 ②高校生等通学支援事業補助金 ③11,840千円(公共交通機関の定期券について1か月あたりの負担額が1万5千円を超える高校生等の保護者を対象とし、対象者ごとに、1か月あたりの負担額から1万5千円控除した金額×12か月分を支給する。) ④高校生等の保護者	R7.4	R8.3
8	⑨推奨事業メニュー例よりも更に効果があると判断する地方単独事業	学校施設における電気料金臨時高騰対策【令和7年度】	①電気料金の高騰に伴い、児童・生徒の学校生活環境に影響が及ばないよう支援する。 ②需用費(電気料) ③電気料金(高騰相当分) 200,000千円 【積算内訳】 小学校 146,820千円 中学校 91,718千円 ※令和4年度実績と令和7年度予算額を比較した差額から積算。 ④小学校(58校)、中学校(25校)	R7.4	R8.3
9	②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援	学校等における給食材料費等の臨時物価高騰対策(市補正分)【令和7年度】	①②食材価格の高騰に対し、給食費を増額することなく、安全安心な給食提供を維持する。(小中学校の児童・生徒においては令和7年度より第2子以降給食費無償化及び第1子の給食費を10%減額していることを踏まえ、無償化分を除いた第1子の給食費の90%に係る高騰分を本事業の対象とする。)(さらなる物価高騰に伴う補正増額分) ③給食材料費21,682千円(i 小学校58校・25,092千円×49.2%(第1子割合)×90%≒11,100千円、ii 中学校25校・15,556千円×47.3%(第1子割合)×90%≒6,600千円、iii 公立幼稚園7園・182千円、iv 特別支援学校1校・289千円×41.8%(第1子割合)×90%≒100千円、v 給食センター3施設・9,019千円×46.7%(第1子割合)×90%≒3,700千円) なお、総事業費50,138千円から補助対象経費21,682千円を控除した金額28,456千円については、本市の給食費無償化事業として既に保護者負担を軽減している金額に対する物価高騰対策分となるため、一般財源で対応する。 ④対象施設: 小学校、中学校、公立幼稚園、特別支援学校(いずれも教職員を除く)(小中学校及び特別支援学校については第2子以降の児童生徒を除く)(支援の効果を受ける対象は保護者)	R7.12	R8.3
10	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	金融面での支援と併せて実施する追加経済対策(令和6年度国補正予算分)【令和7年度】	①②燃料及び食材等の物価高騰の大きな影響を受けている市内事業者を支援するため、中小企業経営安定化助成事業として、事業所の決算状況に応じて助成し、企業の経営の安定化を図る(赤字:事業所税相当額、黒字:事業所税相当額の1/4に相当する額)経済対策を追加的に実施し、給付対象は合理的な範囲内である。 ③中小企業経営安定化助成事業470,000千円(1,405千円×335件)×470,000千円を超える分は一般財源対応。 ④市内事業者	R7.4	R8.3
11	⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	金融面での支援と併せて実施する追加経済対策(令和7年度国補正分)【令和7年度】	①②燃料及び食材等の物価高騰の大きな影響を受けている市内事業者を支援するため、中小企業経営安定化助成事業として、事業所の決算状況に応じて助成し、企業の経営の安定化を図る(赤字:事業所税相当額、黒字:事業所税相当額の1/4に相当する額)経済対策を追加的に実施し、給付対象は合理的な範囲内である。 ③中小企業経営安定化助成事業165,000千円(1,405千円×118件)×165,000千円を超える分は一般財源対応。 ④市内事業者	R7.9	R8.3
12	⑨中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援	金融面での支援と併せて実施する追加経済対策(令和7年度国補正分)【令和7年度】	①②燃料及び食材等の物価高騰の大きな影響を受けている市内事業者を支援するため、中小企業経営安定化助成事業として、事業所の決算状況に応じて助成し、企業の経営の安定化を図る(赤字:事業所税相当額、黒字:事業所税相当額の1/4に相当する額)経済対策を追加的に実施し、給付対象は合理的な範囲内である。 ③中小企業経営安定化助成事業110,000千円(1,405千円×79件)×110,000千円を超える分は一般財源対応。 ④市内事業者	R7.9	R8.3